

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 3 月 1 0 日

九州経済産業局長 苗 村 公 嗣 殿

高鍋町長 黒 木 敏 之
(公 印 省 略)

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高鍋町の人口は、1985 年の 23,239 人をピークに、2020 年には 19,922 人と徐々に減少しており、出生率の低下や平均寿命の延伸による高年齢層の増加から、今後さらに老年人口が増加する一方、年少人口及び生産年齢人口の減少が予測されている。

また、平成 26 年経済センサス（2014 年 7 月 1 日現在）における本町の事業所数は 1,213 事業所となっており、産業構造別の割合順では、卸売・小売業が 27.2%、宿泊・飲食サービス業が 17.8%、生活関連サービス業・娯楽業が 10.1%と、第 3 次産業が中心となっている一方、第 2 次産業は全国比率と比較して低い状況である。

このような中、本町においては 2017 年 10 月に「第 6 次高鍋町総合計画」を策定し、商工業の振興に向けた諸施策を進めてきたところであるが、町内事業所の 9 割以上を占める中小企業者に対して、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに、地域経済の活性化を図る。これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均 3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業や、サービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

高鍋町内全域において、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取組みを

促すため、本計画の対象区域は高鍋町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

高鍋町内の中小企業は業種を問わず労働生産性が伸び悩んでおり、各産業で幅広く生産性向上を実現していく必要がある。そのため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、地域経済の健全な発展に配慮する。
- ③行政機関からの行政指導を受け、改善をしていない事業者、市町村民税の滞納がある事業者、その他適当ではないと認められる事業又は事業者に対しては、先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。